

クリーニング所を開設される方へ

—— 開設届記入及び提出上の注意点 ——

- 法人（会社組織）で申請する場合は、その所在地・名称・代表者氏名を記入してください。
また、履歴事項全部証明書（発行から6ヶ月以内）により登記内容を確認します。
- 従業員名簿には、従事する者全員について記載してください。
（営業者自身も、従事する場合は記載します。）
- クリーニング師にあってはクリーニング師免許証（本証）を提示してください。
- 構造設備の概要、施設平面図を添付してください。
- 検査手数料は16,000円です。
- 開設届を受理し、施設完成後に担当者が検査にうかがいます。
検査のあと、施設・設備に不都合がなくても、確認書が発行されるまでに、1～2日位かかります。開業予定日は、余裕をもって設定してください。

☆ 分からないことがありましたら、下記までご相談ください。

東京都板橋区保健所生活衛生課
環境衛生施設係
板橋区大山東町32-15
TEL（3579）2335
FAX（3579）1337

※他の法令に基づく届出が必要な場合があります。関係部署に、必ず事前相談をしてください。

- 建築指導課 審査係（板橋区役所北館 5階）
TEL：03-3579-2573 所在地：板橋2-66-1
- 環境政策課 生活環境保全係（板橋区役所北館 7階）
TEL：03-3579-2594 所在地：板橋2-66-1
- 消防署 ※地区を管轄する消防署にご連絡ください
板橋消防署予防課 TEL：03-3964-0119 所在地：板橋2-60-15
志村消防署予防課 TEL：03-5398-0119 所在地：相生町17-1
- 東京都下水道局 西部第一下水道事務所 業務課水質規制係
TEL：03-5343-6209 所在地：中野区新井3-37-4

構造設備基準

<p>床、障壁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 洗いの床は、コンクリート、タイルなどとし、適当な勾配と排水口を設けて、排水を完全にすること。 ② 食品の販売・調理等、その他相互に汚染の可能性のある営業施設内に取次所を設ける場合は、施設の境界に壁、板などにより障壁を設けること。
<p>格納設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 格納容器は、未洗、洗い済、仕上げ済と明確に区分して適当な数を備えること。 ② 消毒を要する洗濯物（伝染性病原菌汚染のおそれのあるもの、おむつ、パンツ類、手拭、タオル類、病院等の寝具類）を取扱う場合は、他の洗濯物と区別して処分するための容器を備え、洗濯前に消毒すること。
<p>業務用の機械</p>	<p>洗濯物の洗濯をするクリーニング所には、業務用の機械として、洗濯機および脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えること。ただし、脱水機の機能も有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。</p>
<p>換気、採光、照明</p>	<p>各作業場とも換気・採光・照明を十分にすること。特に、受渡し場、しみ抜き場及び仕上場の作業面の照度は、300Lux以上であることが望ましい。</p>
<p>ドライ設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 局所排気装置等の換気設備を適切な位置に設けること。 ② 石油系溶剤（ターペン）を使用する場合は消防署の指導を受けること。 ◎ <u>溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次によること。</u> ① 溶剤の貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、直射日光および雨水を防止できる構造とすること。 ② 貯蔵用タンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の容器とすること。 ③ 排液の適正な処理のため、排液処理装置を設けること。 ④ 溶剤の排気口には、活性炭吸着式溶剤回収装置を設けること。 ⑤ 使用済の蒸留残渣物、フィルターパウダー、カートリッジフィルターおよび活性炭は専用の密閉容器に入れ保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。